



厚生労働省  
広島労働局 発表  
令和 2 年 9 月 8 日

広島労働局労働基準部賃金室  
室 長 狭間 英 樹  
賃金指導官 坂 本 典 枝  
( 電話 ) 082 ( 221 ) 9244

### 広島県最低賃金は現行どおり

#### ～ 平成 15 年度以来、17 年ぶりの据え置き ～

広島労働局長（中山 <sup>なかやま</sup> 明<sup>あきひろ</sup>広、以下「局長」といいます。）は、広島地方最低賃金審議会（会長 <sup>みつい</sup> 三井 <sup>まさのぶ</sup> 正信（広島大学大学院教授）、以下「審議会」といいます。）における審議の結果を受けて、広島県内の労働者に適用される令和 2 年度の広島県最低賃金（地域別最低賃金）の改正決定を行わないこととしました。

広島県内の労働者には、引き続き、現行の広島県最低賃金（令和元年 10 月 1 日発効時間額 871 円）が適用されます。

広島労働局では、本年 8 月 21 日に審議会より「広島県最低賃金については現行どおりとすることが適当である」旨の答申を受けましたが、これに対する 12 件の異議の申出があり、本日（9 月 8 日）、その取扱いを改めて審議会に諮ったところ、「8 月 21 日の答申どおりとする」旨の結論を得たため、局長は答申のとおり、本年度の改正決定を行わないこととしたものです。

広島労働局としましては、引き続き、最低賃金額を始めとする最低賃金制度の周知と併せまして、中小企業・小規模事業者の皆様への支援施策を推進してまいります。

なお、現在、審議会では年内の結審を目途に広島県特定（産業別）最低賃金の改正決定について審議を行っており、その結果等につきましては、別途、お知らせすることとしておりますので、よろしくご承知おき下さい

広島労働局では、最低賃金及び賃金の引上げに向けた環境整備を図るため、以下の生産性向上等のための支援を実施しています。

( 1 ) 業務改善助成金

( [https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/kakusyujoseikinseido/\\_120416.html](https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/kakusyujoseikinseido/_120416.html) )

広島県内に所在する中小企業・小規模事業者が、事業場内の最低賃金を30円以上引き上げ、生産性向上のための設備投資（機械設備の導入等）などを行った場合に、その費用の一部を助成するものです。

業務改善助成金についてのお問い合わせは、( 2 ) の「広島働き方改革推進支援センター」（電話 0120-610-494）にお尋ねください。

( 2 ) 「広島働き方改革推進支援センター」

( <https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/content/contents/000664681.pdf> )

広島労働局委託事業として、令和2年4月に開設し、最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業・小規模事業者等を中心に、非正規労働者の処遇改善、労働時間の短縮、生産性向上による賃金引上げ、労働関係の助成金の活用及び人手不足の緩和等の取組を支援するため、専門家による相談対応（電話・メール・対面・訪問）や出張相談会・セミナー等を実施しています。